

議案第 号

富里市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

富里市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成26年11月28日提出

富里市長 相川 堅治

富里市国民健康保険条例の一部を改正する条例

富里市国民健康保険条例（昭和34年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「39万円」を「40万4千円」に改める。

第9条中「この章」を「前3条」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行日前に出産した被保険者に係る改正前の富里市国民健康保険条例第6条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。